

発委第3号

令和3年3月18日

北栄町議会議長 前田栄治様

提出者 北栄町議会民生経済常任委員会  
委員長 野田秀樹

新型コロナウイルスの拡散防止に係る政府の基礎的対処方針について、  
政府内における遵守徹底を求める意見書の提出について

地方自治法第109条第6項並びに第7項及び会議規則第14条第3項の規定により、上記の議案を提出する。

理由

新型コロナウイルスの拡散防止に係る政府の基礎的対処方針について、模範を示すべき政府の遵守徹底が必要であるため。

新型コロナウイルスの拡散防止に係る政府の基礎的対処方針について、  
政府内における遵守徹底を求める意見書

新型コロナウイルスの勢力拡大がとまらない。

政府は、

- ・飲食店などに午後8時までの時短営業の徹底を要請
- ・午後8時以降の不要不急の外出自粛を求める
- ・企業には出勤者の7割削減を目指して、テレワークを呼びかけ

などの基礎的対処方針を発表し、緊急事態宣言も発出した。国民に多大な協力と犠牲を強いている。

その一方、国会議員が、大人数で会食をするさまが週刊誌で報じられ、また、緊急事態宣言が1都3県を対象に発令された1月8日、国会議員の公設秘書らが、和歌山市内のカラオケバーで飲酒を伴う会食を行い、新型コロナウイルスに感染していたことが、週刊誌報道で発覚した。さらに、別の議員は1月、緊急事態宣言下で不要不急の外出自粛を求められている午後8時以降に、東京・銀座のクラブを3軒はしごして訪れていたことがわかった。当人は、「店主から要望や陳情を聞いていた。」とのことだが、わざわざ対面でないといけなかったのか甚だ疑問がある。このようなことでは、国民に示しもつかない。

については、新型コロナウイルスの拡散防止に係る政府の基礎的対処方針について、政府内における遵守徹底をされるよう、本議会として強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月18日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・厚生労働大臣・  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）